

令和7年度第2回千葉県再犯防止推進連絡協議会 議事概要

- 1 開催日時 令和7年10月29日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 千葉県社会福祉センター3階研修室D
- 3 出席団体等 学識経験者
更生保護法人千葉県婦性会
NPO法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会
千葉県保護司会連合会
千葉県更生保護女性連盟
千葉県弁護士会
千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
千葉県地域生活定着支援センター
認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
法務省関東矯正管区総務企画部更生支援課
法務所千葉保護観察所
千葉地方検察庁
千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課
千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課
- 4 オブザーバー 千葉刑務所
市原刑務所
市原青年矯正センター
八街少年院
千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）
- 5 関係課 健康福祉部健康福祉指導課
健康福祉部高齢者福祉課
健康福祉部障害者福祉推進課
環境生活部県民生活課
商工労働部雇用労働課
県土整備部都市整備局住宅課
教育庁教育振興部児童生徒安全課
- 6 議事
 - (1) 第一次計画期間における相談ケースについて
 - (2) 第二次再犯防止推進計画（案）について
 - (3) 第二次再犯防止推進計画 策定スケジュール（案）について
 - (4) その他

【要旨】

- (1) 第一次計画期間における相談ケースについて
 - ・説明者 健康福祉指導課（資料（個別事案につき添付省略）により説明）
 - ・御意見（概要）及び質疑応答（概要）は以下のとおり

[委員長]

実際に担当される中核地域生活支援センター連絡協議会から補足の説明をお願いします。

[委員]

個別ケースについては、御本人、御家族、その周辺環境や背景など個別性がとても高く大変なことはあるけれど、やりがいがあります。

支援の拒否以外は、住居の確保など効果があると思っています。個々のケースでは知的のボーダーや精神的不安定、何かしらの依存症がある方が多く、手続きの仕方がわからない方もいらっしゃるの、中核センターを活用することにより、制度や医療に結び付けやすかったり、一緒に病院に行ったりして関われるというところは御本人にとってメリットであったと思います。

これまでやってきたなかで大きいのは、保護観察所さんとの連携がとてよくなっており、中核センターの連絡協議会で再犯防止を取り上げ、ケースを共有させてもらったり、スキルアップにもつながっています。

また、刑務所出所時に必要な書類や生活に必要な日用品の準備、自立準備ホームとの調整など、保護観察所さんと一緒にやることによりスムーズにできるようになりました。

あと私の関わったケースでは、御本人だけでなく家族、世帯への支援も行うことで、御本人からここで安心して暮らせるようになったとの言葉があったり、事前に情報をいただくことで帰住先の環境の整備もできています。

再犯防止に関わらせてもらって、情報をいただくことの大切さと、御本人と出所前に会うことにより、まずは御本人との信頼関係が築けるとするのはとても有意義だと思っています。

[委員長]

何か課題とか、こういうところをもう少し強化すると良いのではないかというのがあれば、ご指摘いただければと思います。

[委員]

支援にかかわる期間について、ご本人との面会、そのあとの調整、ご本人の再度の意思確認がありますので、やっぱり3か月以上は必ずないとということはあるかと思っています。一時期、結構長くいただいてたんですけど、3か月未満の方も結構受けて、調整が十分できないまま出所されていることがあったりしますので、ある程度の期間を設けていただきたいと思うところです。あと、最近、満期出所じゃないケースもありますので、できるだけ早めに、使える制度があれば、その制度を使ってもらおうということやっていっていただけたらなと思っています。

[委員長]

施設の方から少しお話をいただきたいと思うんですが。その前に保護観察所から連携の強化に向けた取り組みと、千葉市の方で社会の中の受け手として何か困ってらっしゃることとか、こういうことをやったことによってよかったという事例があれば、少しご紹介いただければと思います。

[委員]

保護観察所としましても、特別調整の対象とならない、福祉的なニーズがある対象者に関しては、円滑に釈放・出院後、福祉サービスを利用して、再犯・再非行に

至らないようにするために、中核センターとの連携というのを非常に大切にしています。いかにご本人が、入院中、収容中の段階から、早めに支援を行うことが大切かということは我々も承知していますので、調整期間の確保については、矯正施設と連携をした上で速やかに支援を依頼をしていきたいと考えております。

[委員長]

連携が強化された理由があれば教えてください。

[委員]

早期の段階から、千葉県独自の中核センターによる支援を最大限活用させていただき、再犯再非行防止を図ろうということで、非常に連携が進んでいると実感しています。

[委員長]

千葉市のケースにおいて困難とか、先行事例があれば教えてください。

[委員]

千葉市では、再犯防止に向けて取り組む中、出所者について、出所後からというよりは出所前から関わっていった方がよいと考えているところです。

市としても、サポートセンター等で事前に中核の方と一緒に動いて、支援に関わる体制をとっています。

課題としては、刑務所出る直前に、県の制度にのれず、市に直接話が来るケースもちょこちょこあるというところで、そういった場合の難しさがあるとは聞いております。

[委員長]

刑務所の取組みについて、何かありましたらコメントをいただければと思います。

[委員]

矯正施設としても社会に入っていく方々を一定期間お預かりしている立場として、千葉県の独自事業で、入所中から手を差し伸べていただけるのは非常に有難いと思っています。

一方、私どもはいろんな施設を管轄する立場ですので、こういった千葉県の事業を各施設に発信するとともに、早めにご相談させていただくことが重要であるということを改めて周知しながら、今後とも皆様とともに支援につなげられるよう広めて参りたいと思います。各施設からも、お話をさせていただこうと思います。

[オブザーバー]

市原青年矯正センターは令和4年から開庁した新しい施設で、知的障害、発達障害、これに準ずる者を対象とする26歳までの少年刑務所です。もともと市原学園という少年院だった施設をそのまま使った少年院転用型施設となっております。少年院の建物をそのまま使うだけではなく、少年院のノウハウも使いながら、刑事収容施設法という法律の枠組みの中でできるものに取り組んでいます。

先ほどの情報連携というところがございましたが、うちのセンター全員、常に受刑者に対して個別検討会をやっています。在所期間中に、保護観察所や保護司のかた、今回は中核とかですね、ご家族の方とか、そういった方を、一堂に会しまして、うちのセンターの取り組みとか処遇の状況というのも事前に情報共有して、こういった支援が必要なのかということも共有させていただいて、出所後までに、受け入れていただくまでどういう課題があるのかも共有して、出所する前の間に、処遇して、適切に連携しながら、情報共有をしながら、社会へつないでいく取り組みをしています。そういった形で、ただお渡しするというのではなく、できるだけ在所中にその個別検討会という、保護観察所を巻き込んで、中核につないでいくという取組をさせていただいているところです。

【委員長】

やはり、施設の中でできる限りできることはやって欲しいというのはとてもあります。一番はやはり住所ですね。成人の場合は住民票が職権で抹消されたりしてる場合もあるかと思いますが、そのあたりについて何か努力をされているという施設があれば一言いかがでしょう。

【オブザーバー】

住民票を職権消除されてるケースというのは少なくないので、在所中に千葉刑務所の所在地に住所を置き、そこから必要な障害者手帳とか介護保険申請とか、様々な手続きを進めています。基本的に所したらどのようなサービスが必要なのかこちらでも当然アセスメントはします。それに向けて逆算で準備を始めるにあたって当然住民票がまずスタートになってくるので、住民票の設定に関しては、まず間違いなく、支援対象者であれば行うということです。ただ、中には、住民票を置くことに対して、どうしても千葉刑務所の住所が残ってしまうので、付表で遡ってわかってしまうので、それを嫌がる人もいます。ただ、基本的には、住民票をまず置く。その支援をこちらで行う。そこから本当に必要な手続きを進めていくということはしております。

【委員】

資料の19ページに、うち終了というのが出てきます。これ相談者全部終了という形になって100パーセント終了なんですけども、あまり意味がないと感じてるんです。

どれぐらい支援できたかというデータに直してもらった方が。相談はもう終わりました、終結だという意味だとデータとして意味がないんじゃないかと。計画を考える上で、これからを考えていくうえで、出口支援ができたとか、つながりができたとか、何かそういう実数を挙げていただいた方がいいのではないかという意見を持っております。

【委員長】

確かに終了というのは、終わったら終了になるので、それでは意味はないと思うので、それについては、どういう転機だったか、どういう形で終わったかというのを少し書かれるといいと思うので、うち終了という書き方については少し工夫をしていければと思います。

(2) 第二次再犯防止推進計画（案）について

《計画案に対する意見》

- ・説明者 意見を提出した団体（資料1により説明）
- ・御意見（概要）及び質疑応答（概要）は以下のとおり

[委員長]

今の御意見につきまして、事務局から説明をお願いします。

[健康福祉指導課]

委員のおっしゃることはごもっともと考えております。一方でこういう計画を作る意義もあると考えておりました。計画を作るということと、個々の支援などを通じて明らかになる課題について皆様からご意見をいただきながら、県を含め皆様共有しながら取り組みを改善していきたいという趣旨で、ご意見に対する考え方をまとめてさせていただいております。計画そのものは県の再犯防止に関する取り組み、そういう切り口でまとめているものですので、これはこれとして作成させていただいて、今後の取り組みの改善に皆様とともに主体的に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

[委員長]

この間、県の方ともお話をしたところで、再犯の防止について県が何をなすべきなのか。1つはずっとやってきた具体的な取り組み。あとは市町村に対する様々なグッドプラクティスの提示ですよね。そういうような計画であればいいのかと。

やるべきことをちゃんと掲げるといふのと、あとはつなげるといふのと。ネットワークをするのが県の役割ということなので、様々な窓口が一見列挙されてるように見えるわけですがけれども、その窓口が再犯防止推進計画でやるべきことが掲げられていて、千葉県に帰住する人に対して、刑務所にいたかどうかとか少年院にいたとかでなく、このような支援ができるというリストになるのはある程度しょうがないのかなというふうには思います。

今回やはり出口支援をずっとやってきたことを受けそれを継続する、プラス入口支援もやっていく、あとは地域による包摂の推進ということで出口支援で培ったノウハウを提供するということによって、千葉県全域どこに帰っても同じような支援が受けられる、そういうことを目指すという方向性を後でご説明いただけるのかと思っています。

そういう方向性の中、各論としては1つ1つ、就労支援とか、いくつかポイントを抜き出して、ここは必ずこういうことをするというような形で書くということが県が考えていらっしゃるのかと思っています。

《計画案について》

- ・説明者 健康福祉指導課（資料2により説明）
- ・御意見（概要）及び質疑応答（概要）は以下のとおり

[委員長]

ご質問やご意見があればお願いします。

[委員]

対象者と一番最初に会うのは検事さんであり弁護士さんだと思うんですね。例えば弁護士さんとの連携は具体的に入れるべきじゃないだろうかと。弁護士さんから、起訴猶予になるかもしれませんが受け入れてくださいというので私は接見に行くわけですが、実刑に決まった人もしばらくは拘置所にいるわけです。そのときに入口支援としてもう始めることできないのかと。うちに来る人達ほとんど社会的な孤立者です。その人たちの入口支援がありまして、弁護士さんが繋いでこられて、実刑になるケースがあるわけですが、何人かと文通してるんですね。その後出所後も受け入れて欲しいんだったら手紙くださいと。帰ってくる人たち何人かいるんですよ。そうすると、手紙のやりとりの中で、あんたは1人じゃないんだということが言い続けられて、出所後うちにだいたいみんな来ますけれども、再犯ないんですよ、そういう人たちは。本当にないんですね。入口支援はもう実刑決まった段階からでも始められるんじゃないのかと。刑務所に、矯正施設に入所するところから始めたらいいのにといいことも思っております。

弁護士さんたちが大きな役割を持っておられるのを私実感していますのでぜひ、弁護士会との連携を加えていただけると。

[委員長]

具体的には例えば15ページの入口支援とか、とにかく検察が入れば必ず弁護士会も入れるみたいなそういうイメージでよろしいですね。弁護士会として、検察が出てきたら必ず弁護士が入るという書きぶりにするということについてはよろしいでしょうか。

[委員]

機関決定が必要ですが、方向性自体は全く異論ありません。

[委員長]

わかりました。

拘置所の段階で、受刑者じゃなくて、その刑の言い渡しをされた人に、最初に、千葉県に帰るんだったらこういう制度があるよっていう情報を提供するというのはどうでしょうか。

[オブザーバー]

言い渡されて確定するまでの間は、刑事施設の中の未決拘禁者の身分のままなので、この時点で面会されるというのは特に問題ありません。そのときに、例えば、情報提供を行うということも全く問題ないですし、そのときに、施設の名前だったり、氏名だったり住所だったりっていうのをきちんと伝えていただければ、仮に実刑になったとき、受刑になったときに、その人は、書信とか面会とかを使う相手方として、それを刑務所に申し出ることができます。そうすると面会や信書のやりとりがスムーズに今後できるようになるので、むしろ未決拘禁者のうちにそういったことをしていただければ、繋がりがやすくはなると思います。

[委員長]

未決拘禁者に係る何らかの支援について、検察で考えていることはありますか。

[委員]

入口支援と出口支援の連携っていう話でもあるのかと聞いてて思ったんですが、今、入口支援と出口支援の連携というところでは、制度というところでは成り立っていない部分が多いかと思います。我々の刑事政策総合支援室には、担当検察官が被疑者を取り調べたところ、この者は釈放したときに支援につないだほうがいいだろうという判断をしたときに情報が来ます。裁判の結果は当然、裁判官が決めるものですので、100パーセントのことは言えないけども、とりあえず釈放する可能性も、拘留期間の間に起訴せず起訴猶予で釈放することもあるので、支援室で支援に取り掛かりましょうということで支援を行います。結果、実刑判決になりましたら、入口支援は一旦終了してしまいます。入口の段階でその者が実刑に行って、5年10年先に何か支援をして欲しいということであるならば、そこは検察と刑務所で連携をしないと情報が繋がらないと思っています。また、未決であれば千葉刑務所、千葉にいるんでしょうけれども、受刑者は、多分全国に移送されると思うので、そうすると千葉刑務所だけではできにくくなるのかと思います。総合して言うともやはり、入口と出口の連携というところをもうちょっと強化していかなければこういう話はスムーズにいかないのかなという気はいたしました。

[委員長]

ありがとうございました。拘置所にいる人に対して何か、例えば公判の間に、情報の提供とか何らかの支援をするのはできるのかなとは思っています。入口支援と出口支援の連携を今後強化するみたいな書きぶり是可以できるかと思いましたが、他に何かございますか。

[委員]

重点課題を明記いただいたことについてはとてもありがたいことだと思いました。その先ですが、例えば、住居の確保から始まり性犯罪・窃盗の対応というのを書いていただけてますが、82ページの窃盗と性犯のところ、こういうことが必要で積極的に取り組みが必要ですか、関係機関の連携の支援が必要ですかというふうには書いていただけてますが、何をしていくのかがわからない。そこは具体化して、こういうことを検討していくんだというのを考えるのが計画じゃないかなと個人的には思いますがいかがでしょうか。

もう1つは、非行があった子に対するプログラムについては、観察所はノウハウをかなりお持ちで、児童相談所は家族関係の調整のノウハウはプロフェッショナルですよね。観察所と児相とのノウハウ共有ってすごい実は重要なんじゃないかと思っていますので、そこはぜひ掲げていただきたいという意見です。

[委員長]

確かに重点課題に対する対応というのがちょっとわかりにくくなっていると思うので、そこをもう少し付け加えるというのと、児童相談所と保護観察所との連携について盛り込むことはしていただきたいと思っています。どこにどう盛り込むかは預からせていただいて、県と協議しながらご意見を反映させるようにはしたいと思っています。他に何か。

[委員]

入口支援の被疑者、被告人の段階での支援に戻っちゃうんですけど、うちも14～15年ぐらい前から被疑者、被告人の支援はずっとやってきました。定着は満期出所者の支援をするセンターとして始まったけど、やっぱり被告人の支援を大事にしないといけない。もっと手前で押さえておけば服役しなくても地域で暮らせる人がいるっていうのに気づいたので。入口で出会っているか出会っていないかっていうのはものすごく大事。今、被疑者、被告人、被疑者等支援業務というのが定着の正式な業務に最近なりましたが、実刑確定だと思えるのは支援にのってこないの、今までと同じ被疑者、被告人の支援でやってきたのと同じようにずっとやってます。会ったらずっと支援するよって言う、手紙の宛先になる。そうすると初めて本人は贖罪の気持ちが生まれる。どうせ出ても誰もいねえんだと思うと、やっぱり本当に人を殺してもごめんなさいっていう気持ちは生まれない思うんですが、すごく反省しながら出てくる人たちの支援は何人もしてるので、早めに出会いたいなというのはずごく思うんですね。

[委員長]

他に何か。

[委員]

中核センターの事業としても、拘留中の方や労役場留置の方の支援をやらせてもらっていて、実刑を受ける前にお会してお手紙のやりとりの話をしたりすることがあります。やりながら、どういうことが連携として実際できるのか。情報がない中で、刑を受けることになる方たちは選びようがないわけですよ。ですからやっぱり情報をお渡しして、きっかけを作るところから、まずは今回の計画の中の1つとして入れるのか、具体的なことをやっていかないと、計画倒れになってしまうのかなと思っています。あとはつなげるためにどうするかっていうのは中核の中でも考えていきたいと思えますし、この会議の中でも検討していくべきかと思っています。

[委員長]

今の点、とても大事な点なので、こういうことをやってるということで、具体例を書くというの1つの方法かなと思うのと、あとはもう1つさっきご指摘があった、入口支援と出口支援をどうつないでいくのか。やっぱり早く出会いたいというのは、支援をする人たちの共通の認識なので、早く出会うためにこういうことができるかもしれないといった書き振りで今、皆さんからご指摘あったことを入れたいと思えます。

あとちょっと考えたのは、千葉市は計画を作られていて、千葉市以外にも作られたところがあると思いますが、他の市町村においても計画を作ることを進めるというのが1つと、あとは生活保護の統一的な対応が必要というのがでてきたので、それについて、何をどう書き込めるのかということと、住民票に関しては、住民票という名前を挙げて、それが適切に、出る前に若しくは出てから取得できるように努力することは書き込んでいいのかと思います。あと進行管理については、少なくとも年に1回ということ計画の中に謳っていただかないと進行管理ができないという

のと、進行管理については必ずその個別支援の取り組みについて確認しながらということをつけ加えさせていただければと思います。
いかがですか。

【健康福祉指導課】

検討します。

【委員長】

お願いします。他に何かありましたら、事務局の方に、さっき言えなかったけどこういうところ問題なんじゃないかということについてご指摘いただければと思います。今日のご意見について事務局とも相談しながら検討していきたいと思っておりますので、本日いただいたご意見については事務局でご検討を引き続きお願いいたします。

(3) 第二次再犯防止推進計画 策定スケジュール（案）について

- ・説明者 健康福祉指導課（資料4により説明）
- ・御意見（概要）及び質疑応答（概要）は以下のとおり

【委員長】

コラムについては、できればこの5年間の取り組みで、今後こういうふうにやっていきたいということもあわせて考えていただければ。前回の第一次の計画とはちよっと違うことを書いていただくともとてもいいかなと思っております。

(4) その他

なし